

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十二号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

第四条 別表第三の上欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第一の一の項市町村の欄中「天理市 橿原市」を「大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市」に、「三郷町」を「山添村 三郷町 斑鳩町 安堵町 三宅町」に、「高取町」を「高取町 上牧町 広陵町」に改め、同表中二十四の項を三十の項とし、二十一の項から二十三の項までを二十七の項から二十九の項までとし、同表の二十の項事務の欄中「十九の項」を「二十五の項」に改め、同項を同表の二十六の項とし、同表中十九の項を二十五の項とし、十八の項を二十三の項とし、同項の次に次のように加える。

二十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	斑鳩町 曾爾村
1 法第十二条第一項の規定による届出の受理	
2 法第十二条第二項の規定による届出の受理	
3 法第十二条第三項の規定による命令	
4 法第五十三条第二項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは質問	

別表第一中十七の項を二十二の項とし、十六の項を二十一の項とし、同表の十五の

項事務の欄中「昭和四十三年法律第百号。」を削り、同項を同表の十八の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>十九 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第十八条第一項の規定による指示 2 法第十九条第一項及び第二項の規定による届出の受理 3 法第二十一条第一項の規定による報告の要求又は立入検査 4 法第二十二条の規定による命令 	<p>檀原市</p>
<p>二十 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第四条第一項の規定による届出の受理 2 法第五条第一項の規定による申出の受理 3 法第六条第一項及び第三項の規定による通知 	<p>斑鳩町 高取町</p>

別表第一中十四の項を十六の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>十七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第五十三条第一項の規定による許可 2 法第五十三条第二項において準用する法第五十二条の二第二項の規定による協議 3 法第八十条第一項の規定による報告若しくは提出の要求又は勧告若しくは助言（1の許可に係るものに限る。） 	<p>斑鳩町</p>
--	------------

- 4 法第八十一条第一項の規定による許可の取消し、変更、効力の停止、条件の変更若しくは新たな条件の付加又は命令（1の許可に係るものに限る。）
- 5 法第八十一条第二項の規定による代執行及び公告（1の許可に係るものに限る。）
- 6 法第八十一条第三項の規定による公示（1の許可に係るものに限る。）
- 7 法第八十二条第一項の規定による立入検査（1の許可に係るものに限る。）

別表第一中十三の項を十五の項とし、同表の十二の項市町村の欄中「斑鳩町」を「斑鳩町 三宅町 曾爾村」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表中十一の項を十三の項とし、十の項を十二の項とし、九の項を十の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>十一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第百十三条の二第二項の規定による届出の受理 2 法第百十三条の二第二項の規定による公告 	<p>大和高田市 五條市 宇陀市 山添村 曾爾村</p>
--	--

別表第一中八の項を九の項とし、三の項から七の項までを四の項から八の項までとし、二の項の次に次のように加える。

<p>三 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第八条第一項（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による指示 2 法第九条の二第二項及び第二項（法第十二条の二第二 	<p>檀原市</p>
---	------------

<p>項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>3 法第九条の三(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>4 法第九条の四(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>5 法第十条第一項(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収又は臨検検査</p> <p>6 法第十一条第二項(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令</p>	
---	--

別表第二の一の項事務の欄中「第六条の三」を「第六条の四第二項」に改め、同表の二十の項市町村の欄中「各町」を「各町(斑鳩町を除く。)」に改める。

別表第三中「(第四条関係)」を「(第五条関係)」に改め、同表の一の項事務の欄中「昭和二十五年法律第二百十四号。」を削り、「という。)」の下に「及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号。以下この項において「規則」という。)」を加え、同欄に次のように加える。

<p>9 法第六十八条第一項及び第二項の規定による同意の申請の受理及び同意の伝達</p> <p>10 規則第三条第一項(規則第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理</p>	
--	--

別表第三中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

<p>二 文化財保護法(以下この項において「法」という。)及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>各市町村</p>
---	-------------

- 1 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する法第三十三条の規定による届出の受理
- 2 法第二百七条第一項の規定による届出の受理
- 3 法第三十六条の規定による届出の受理
- 4 規則第三条の規定による報告の受理

別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条関係）

事 務	市 町 村
<p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下この項において「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第二百五条第一項の規定による許可（政令第五条第四項第一号に掲げるものに限る。） 2 法第二百二十五条第三項において準用する法第四十三条第四項の規定による命令又は許可の取消し（1の許可に係るものに限る。） 3 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求（1の許可に係るものに限る。） 4 法第三十一条第一項の規定による実地調査及び調査のための必要な措置（1の許可に係るものに限る。） 	<p>平群町 斑鳩町 川西町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 広陵町 河合町 大淀町</p>

第二条 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項市町村の欄中「奈良市」を「奈良市 天理市 橿原市 桜井市 斑鳩町 明日香村」に改め、同表中三十の項を三十一の項とし、二十七の項から二十九の項までを二十八の項から三十の項までとし、同表の二十六の項事務の欄中「二

十五の項」を「二十六の項」に改め、同項を同表の二十七の項とし、同表中二十五の項を二十六の項とし、二十四の項の次に次のように加える。

<p>二十五 奈良県風致地区条例（昭和四十五年三月奈良県条例第四十三号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 条例第二条第一項の規定による許可2 条例第二条第三項の規定による協議3 条例第三条の規定による通知の受理4 条例第六条第一項の規定による届出の受理5 条例第六条第二項の規定による承認6 条例第七条の規定による許可の取消し、条件の変更若しくは新たな条件の付加又は命令7 条例第八条の規定による報告又は提出の要求8 条例第九条第一項の規定による立入検査9 1から8までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	<p>明日香村</p>
--	-------------

別表第二中三十三の項を削り、三十四の項を三十三の項とし、三十五の項を三十四の項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第一条の規定は平成二十五年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一又は別表第三の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事又は教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行

の日（以下「施行日」という。）前に法律の規定により知事又は教育委員会に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては別表第一又は別表第三の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。